

令和7年度 社会的養護における虐待事案の公表について

(令和8年3月31日現在)

児童福祉法第33条の16等に基づき、令和7年度に川崎市において対応した社会的養護における虐待の状況について公表します。

1 虐待案件の状況

通報件数*	令和7年度 要対応件数 (A+B)	前年度以前 継続件数 (A)	令和7年度 新規件数 (B)	虐待該当	非該当	判断不可	備考
34件	34件	4件	30件	3件	15件	10件	要対応件数のうち6件は事実確認を継続中である。

※監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものも含む。

2 虐待の状況

ア 施設等の種別

社会的養護 関係施設(*1)	障害児入所 施設	一時保護所等	里親等(*2)	意見表明等 支援事業	妊産婦等生活 援助事業
2件	1件	0件	0件	0件	0件

※1 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ型・Ⅱ型、母子生活支援施設

※2 里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業Ⅲ型

イ 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
2件	0件	0件	1件

ウ こどもの性別

男子	女子
3名	1名

エ こどもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生等
0名	3名	1名	0名

オ 虐待を行った職員等の職種

施設長 管理者	支援職員	その他職員
1名	2名	0名

3 都道府県または市町村が講じた措置等

報告徴収等	3件
改善勧告	0件
改善命令	0件
事業停止等	0件
その他の行政指導	0件

用語の解説

報告徴収等：事業者に対し、施設等の運営状況等について報告を求めるもの。

改善勧告：法令等に定める基準に達しない運営をしている施設等の設置者に対し、必要な改善を勧告する行政指導。

改善命令：施設の設置者が改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合に改善を命じる行政処分。

事業停止(制限)命令：児童の福祉のため必要があると認めるとき、児童福祉審議会等の意見を聴いたうえで、施設等の事業の停止(制限)を命じる行政処分。

その他の行政指導：上記の措置に至らない事案について行った文書指摘、口頭指摘、助言指導等。